

参考資料

令和2年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

| | | |
|-----------|--|----|
| 議案第 139 号 | 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 議案第 140 号 | 堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案第 141 号 | 堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例 | 5 |
| 議案第 142 号 | 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 議案第 143 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 議案第 144 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 | 17 |
| 議案第 145 号 | 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | 19 |
| 議案第 146 号 | 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 | 25 |
| 議案第 147 号 | 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 | 27 |
| 議案第 148 号 | 堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 | 43 |

| | | |
|-----------|-----------------------------------|----|
| 議案第 149 号 | 大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例 | 51 |
| 議案第 150 号 | 堺市基金条例の一部を改正する条例 | 65 |
| 議案第 151 号 | 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 | 67 |

<議案第139号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例>

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）新旧対照表

| 現行 | | | | 改正後（案） | | | |
|--|--------|----|---------------------------------------|---------------------------|--------|---------------------------|---------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（美原町の編入に伴う経過措置）</p> <p>4 美原町の編入の日から当分の間、旧美原町の区域において市が処分する古紙の排出方法、収集、運搬及び処分の方法については、この条例の規定にかかわらず、旧美原町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成7年美原町条例第11号）の例による。</p> | | | | <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> | | | |
| 別表（第32条関係） | | | | 別表（第32条関係） | | | |
| 種別 | 区分 | 単位 | 手数料 | 種別 | 区分 | 単位 | 手数料 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 動物の 死体 | 収集及び運搬 | 1回 | 1,900円 | 動物の 死体 | 収集及び運搬 | 1回 | 1,900円 |
| | 処分 | 1体 | 5,000円 ただし、動物専用炉を用いない処分の場合は、無料とする。 | | 処分 | 1体（紙製の箱その他の一体的に処分する物を含む。） | 5,000円 ただし、動物専用炉を用いない処分の場合は、無料とする。 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 備考（略） | | | | 備考（略） | | | |

<議案第140号 堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例>

堺市小口更生資金貸付基金条例（昭和39年条例第10号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>（遅延利息）</p> <p>第7条 借受人が第5条に規定する償還期間内に元金及び利息を償還しないときは、その支払期日の翌日から支払の日までの期間に応じて年<u>5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（年利率等の基礎日数）</p> <p>第8条 第4条及び第7条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。</p> | <p>（遅延利息）</p> <p>第7条 借受人が第5条に規定する償還期間内に元金及び利息を償還しないときは、その支払期日の翌日から支払の日までの期間に応じて年<u>3パーセント</u>の割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときはその端数を、当該額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てた額）の遅延利息を支払わなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（年利率等の基礎日数）</p> <p>第8条 第4条及び前条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>1. The first part of the report is devoted to a general description of the project and its objectives. It is followed by a detailed description of the methodology used in the study.</p> <p>2. The second part of the report contains the results of the study, which are presented in a clear and concise manner. The results are discussed in the context of the project objectives and the existing literature.</p> <p>3. The third part of the report is a conclusion, which summarizes the main findings of the study and provides recommendations for further research.</p> | <p>1. The first part of the report is devoted to a general description of the project and its objectives. It is followed by a detailed description of the methodology used in the study.</p> <p>2. The second part of the report contains the results of the study, which are presented in a clear and concise manner. The results are discussed in the context of the project objectives and the existing literature.</p> <p>3. The third part of the report is a conclusion, which summarizes the main findings of the study and provides recommendations for further research.</p> |
| <p>10</p> | <p>10</p> |

10

<議案第141号 堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>13 第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> | <p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>13 第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> |

堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年条例第36号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>4 第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、 当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の 前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の 規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合を いう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u> <u>という。</u>）<u>中</u>においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準 割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p> | <p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>4 第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、 当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平 均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加 算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセン トの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>その年における 延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とす る。</u></p> |

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>保険料の納付義務者は、前2項の規定にかかわらず、保険料を納期前に納付することができる。</u></p> <p>4（略） （延滞金）</p> <p>第16条 <u>法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後に当該保険料を納付する場合には、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2～3（略）</p> | <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、前2項の規定にかかわらず、保険料を納期前に納付することができる。</u></p> <p>4（略） （延滞金）</p> <p>第16条 <u>保険料の納付義務者は、納期限後に当該保険料を納付する場合には、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2～3（略）</p> |

附 則

(延滞金の割合の特例)

第14条 第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第14条 第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号。<u>以下「広域連合条例」という。</u>）に定めがあるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定める。</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号）に定めがあるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定める。</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> |

<議案第142号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例>

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 法第15条に規定する市町村審査会として設置する堺市障害支援区分認定審査会（次条において「審査会」という。）の委員の定数は、<u>60</u>人以内とする。</p> | <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 法第15条に規定する市町村審査会として設置する堺市障害支援区分認定審査会（次条において「審査会」という。）の委員の定数は、<u>80</u>人以内とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>1. The first part of the report deals with the general situation of the country and the position of the various groups of the population.</p> | <p>2. The second part of the report deals with the economic situation of the country and the position of the various groups of the population.</p> |
| <p>3. The third part of the report deals with the social situation of the country and the position of the various groups of the population.</p> | <p>4. The fourth part of the report deals with the cultural situation of the country and the position of the various groups of the population.</p> |

The report is a comprehensive study of the country and its various groups of the population. It covers the general situation, the economic situation, the social situation, and the cultural situation. The report is a valuable source of information for anyone interested in the country and its people.

<議案第143号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>（理容師法関係手数料）</p> <p>第27条 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>理容所の検査手数料 1件 16,000円</p> <p>（新設）</p> <p>（美容師法関係手数料）</p> <p>第28条 美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>美容所の検査手数料 1件 16,000円</p> <p>（新設）</p> | <p>（理容師法関係手数料）</p> <p>第27条 理容師法（昭和22年法律第234号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第11条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>理容所の検査手数料 1件 16,000円</p> <p><u>2 届出者が法第11条の2の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。</u></p> <p>（美容師法関係手数料）</p> <p>第28条 美容師法（昭和32年法律第163号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第12条の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>美容所の検査手数料 1件 16,000円</p> <p><u>2 届出者が法第12条の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。</u></p> |

(クリーニング業法関係手数料)

第29条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。

クリーニング所の検査手数料 1件 16,000円

(新設)

(旅館業法関係手数料)

第30条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第3条第1項本文の規定に基づく旅館業の許可申請手数料 1件 22,000円

(2) (略)

(新設)

(興行場法関係手数料)

第31条 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定

(クリーニング業法関係手数料)

第29条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この条において「法」という。)第5条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。

クリーニング所の検査手数料 1件 16,000円

2 届出者が法第5条の2の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合(当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。)における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。

(旅館業法関係手数料)

第30条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第3条第1項本文の規定に基づく旅館業の許可申請手数料 1件 22,000円

(2) (略)

2 申請者が法第3条第1項本文の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合(当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。)における前項第1号の規定の適用については、同号中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

(興行場法関係手数料)

第31条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下この条において

に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

興行場の営業許可申請手数料 1件 19,000円（臨時又は仮設のものについては、9,500円）

（公衆浴場法関係手数料）

第32条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

浴場業許可申請手数料 1件 22,000円

（新設）

「法」という。）第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 興行場の許可申請手数料（次号に該当するものを除く。） 1件 22,000円

(2) 臨時又は仮設の興行場の許可申請手数料 1件 11,000円

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項第1号中「22,000円」とあるのは「16,300円」と、同項第2号中「11,000円」とあるのは「10,100円」とする。

（公衆浴場法関係手数料）

第32条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下この条において「法」という。）第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

浴場業許可申請手数料 1件 22,000円

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

| | |
|---|---|
| <p>1990</p> <p>1991</p> <p>1992</p> <p>1993</p> <p>1994</p> <p>1995</p> <p>1996</p> <p>1997</p> <p>1998</p> <p>1999</p> <p>2000</p> <p>2001</p> <p>2002</p> <p>2003</p> <p>2004</p> <p>2005</p> <p>2006</p> <p>2007</p> <p>2008</p> <p>2009</p> <p>2010</p> <p>2011</p> <p>2012</p> <p>2013</p> <p>2014</p> <p>2015</p> <p>2016</p> <p>2017</p> <p>2018</p> <p>2019</p> <p>2020</p> <p>2021</p> <p>2022</p> <p>2023</p> <p>2024</p> <p>2025</p> <p>2026</p> <p>2027</p> <p>2028</p> <p>2029</p> <p>2030</p> <p>2031</p> <p>2032</p> <p>2033</p> <p>2034</p> <p>2035</p> <p>2036</p> <p>2037</p> <p>2038</p> <p>2039</p> <p>2040</p> <p>2041</p> <p>2042</p> <p>2043</p> <p>2044</p> <p>2045</p> <p>2046</p> <p>2047</p> <p>2048</p> <p>2049</p> <p>2050</p> <p>2051</p> <p>2052</p> <p>2053</p> <p>2054</p> <p>2055</p> <p>2056</p> <p>2057</p> <p>2058</p> <p>2059</p> <p>2060</p> <p>2061</p> <p>2062</p> <p>2063</p> <p>2064</p> <p>2065</p> <p>2066</p> <p>2067</p> <p>2068</p> <p>2069</p> <p>2070</p> <p>2071</p> <p>2072</p> <p>2073</p> <p>2074</p> <p>2075</p> <p>2076</p> <p>2077</p> <p>2078</p> <p>2079</p> <p>2080</p> <p>2081</p> <p>2082</p> <p>2083</p> <p>2084</p> <p>2085</p> <p>2086</p> <p>2087</p> <p>2088</p> <p>2089</p> <p>2090</p> <p>2091</p> <p>2092</p> <p>2093</p> <p>2094</p> <p>2095</p> <p>2096</p> <p>2097</p> <p>2098</p> <p>2099</p> <p>2100</p> | <p>1990</p> <p>1991</p> <p>1992</p> <p>1993</p> <p>1994</p> <p>1995</p> <p>1996</p> <p>1997</p> <p>1998</p> <p>1999</p> <p>2000</p> <p>2001</p> <p>2002</p> <p>2003</p> <p>2004</p> <p>2005</p> <p>2006</p> <p>2007</p> <p>2008</p> <p>2009</p> <p>2010</p> <p>2011</p> <p>2012</p> <p>2013</p> <p>2014</p> <p>2015</p> <p>2016</p> <p>2017</p> <p>2018</p> <p>2019</p> <p>2020</p> <p>2021</p> <p>2022</p> <p>2023</p> <p>2024</p> <p>2025</p> <p>2026</p> <p>2027</p> <p>2028</p> <p>2029</p> <p>2030</p> <p>2031</p> <p>2032</p> <p>2033</p> <p>2034</p> <p>2035</p> <p>2036</p> <p>2037</p> <p>2038</p> <p>2039</p> <p>2040</p> <p>2041</p> <p>2042</p> <p>2043</p> <p>2044</p> <p>2045</p> <p>2046</p> <p>2047</p> <p>2048</p> <p>2049</p> <p>2050</p> <p>2051</p> <p>2052</p> <p>2053</p> <p>2054</p> <p>2055</p> <p>2056</p> <p>2057</p> <p>2058</p> <p>2059</p> <p>2060</p> <p>2061</p> <p>2062</p> <p>2063</p> <p>2064</p> <p>2065</p> <p>2066</p> <p>2067</p> <p>2068</p> <p>2069</p> <p>2070</p> <p>2071</p> <p>2072</p> <p>2073</p> <p>2074</p> <p>2075</p> <p>2076</p> <p>2077</p> <p>2078</p> <p>2079</p> <p>2080</p> <p>2081</p> <p>2082</p> <p>2083</p> <p>2084</p> <p>2085</p> <p>2086</p> <p>2087</p> <p>2088</p> <p>2089</p> <p>2090</p> <p>2091</p> <p>2092</p> <p>2093</p> <p>2094</p> <p>2095</p> <p>2096</p> <p>2097</p> <p>2098</p> <p>2099</p> <p>2100</p> |
|---|---|

< 議案第 144 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例 (平成 12 年条例第 11 号) 新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|------|--|
| 【新設】 | <p>(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料)</p> <p><u>第 22 条の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第 57 号。以下この条において「法」という。) に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</u></p> <p>(1) <u>法第 15 条第 2 項の規定に基づく輸出証明書の発行手数料 1 件 870 円</u></p> <p>(2) <u>法第 17 条第 2 項の規定に基づく適合施設の認定申請手数料</u></p> <p>ア <u>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 (令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号) 第 21 条第 1 号に掲げる施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに 1 件 20,900 円</u></p> <p>イ <u>アの施設認定農林水産物等以外の施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに 1 件 10,400 円</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed in the order in which they were received. The list is as follows:</p> <p>Mr. J. H. Smith, 123 Main Street, New York, N. Y. Mr. R. L. Jones, 456 Elm Street, Chicago, Ill. Mr. W. D. Brown, 789 Oak Street, Boston, Mass. Mr. S. K. White, 1010 Pine Street, Philadelphia, Pa. Mr. T. M. Green, 1111 Cedar Street, St. Louis, Mo. Mr. P. Q. Black, 1212 Birch Street, San Francisco, Cal. Mr. U. V. Grey, 1313 Spruce Street, Portland, Ore. Mr. X. Y. Blue, 1414 Fir Street, Seattle, Wash. Mr. Z. A. Gold, 1515 Ash Street, Denver, Colo. Mr. B. C. Silver, 1616 Willow Street, Salt Lake City, Utah. Mr. D. E. Bronze, 1717 Poplar Street, Kansas City, Mo. Mr. F. G. Iron, 1818 Hickory Street, Omaha, Neb. Mr. H. I. Steel, 1919 Walnut Street, Minneapolis, Minn. Mr. J. K. Lead, 2020 Chestnut Street, Pittsburgh, Pa. Mr. L. M. Zinc, 2121 Sycamore Street, Cincinnati, Ohio. Mr. N. O. Tin, 2222 Magnolia Street, New Orleans, La. Mr. P. Q. Copper, 2323 Dogwood Street, Savannah, Ga. Mr. R. S. Brass, 2424 Laurel Street, Charleston, S. C. Mr. T. U. Nickel, 2525 Cypress Street, Jacksonville, Fla. Mr. V. W. Silver, 2626 Palm Street, Miami, Fla. Mr. X. Y. Gold, 2727 Peach Street, Atlanta, Ga. Mr. Z. A. Iron, 2828 Apple Street, Memphis, Tenn. Mr. B. C. Steel, 2929 Pear Street, Nashville, Tenn. Mr. D. E. Lead, 3030 Cherry Street, Louisville, Ky. Mr. F. G. Zinc, 3131 Plum Street, Cincinnati, Ohio. Mr. H. I. Tin, 3232 Olive Street, St. Paul, Minn. Mr. J. K. Copper, 3333 Birch Street, Milwaukee, Wis. Mr. L. M. Brass, 3434 Elm Street, Indianapolis, Ind. Mr. N. O. Nickel, 3535 Oak Street, Columbus, Ohio. Mr. P. Q. Silver, 3636 Pine Street, Cincinnati, Ohio. Mr. R. S. Gold, 3737 Cedar Street, Cleveland, Ohio. Mr. T. U. Iron, 3838 Spruce Street, Detroit, Mich. Mr. V. W. Steel, 3939 Fir Street, Toledo, Ohio. Mr. X. Y. Lead, 4040 Ash Street, Detroit, Mich. Mr. Z. A. Zinc, 4141 Willow Street, Detroit, Mich. Mr. B. C. Tin, 4242 Poplar Street, Detroit, Mich. Mr. D. E. Copper, 4343 Hickory Street, Detroit, Mich. Mr. F. G. Brass, 4444 Walnut Street, Detroit, Mich. Mr. H. I. Nickel, 4545 Chestnut Street, Detroit, Mich. Mr. J. K. Silver, 4646 Sycamore Street, Detroit, Mich. Mr. L. M. Gold, 4747 Magnolia Street, Detroit, Mich. Mr. N. O. Iron, 4848 Dogwood Street, Detroit, Mich. Mr. P. Q. Steel, 4949 Laurel Street, Detroit, Mich. Mr. R. S. Lead, 5050 Cypress Street, Detroit, Mich. Mr. T. U. Zinc, 5151 Palm Street, Detroit, Mich. Mr. V. W. Tin, 5252 Peach Street, Detroit, Mich. Mr. X. Y. Copper, 5353 Apple Street, Detroit, Mich. Mr. Z. A. Brass, 5454 Pear Street, Detroit, Mich. Mr. B. C. Nickel, 5555 Cherry Street, Detroit, Mich. Mr. D. E. Silver, 5656 Plum Street, Detroit, Mich. Mr. F. G. Gold, 5757 Olive Street, Detroit, Mich. Mr. H. I. Iron, 5858 Birch Street, Detroit, Mich. Mr. J. K. Steel, 5959 Elm Street, Detroit, Mich. Mr. L. M. Lead, 6060 Oak Street, Detroit, Mich. Mr. N. O. Zinc, 6161 Pine Street, Detroit, Mich. Mr. P. Q. Tin, 6262 Cedar Street, Detroit, Mich. Mr. R. S. Copper, 6363 Spruce Street, Detroit, Mich. Mr. T. U. Brass, 6464 Fir Street, Detroit, Mich. Mr. V. W. Nickel, 6565 Ash Street, Detroit, Mich. Mr. X. Y. Silver, 6666 Willow Street, Detroit, Mich. Mr. Z. A. Gold, 6767 Poplar Street, Detroit, Mich. Mr. B. C. Iron, 6868 Hickory Street, Detroit, Mich. Mr. D. E. Steel, 6969 Walnut Street, Detroit, Mich. Mr. F. G. Lead, 7070 Chestnut Street, Detroit, Mich. Mr. H. I. Zinc, 7171 Sycamore Street, Detroit, Mich. Mr. J. K. Tin, 7272 Magnolia Street, Detroit, Mich. Mr. L. M. Copper, 7373 Dogwood Street, Detroit, Mich. Mr. N. O. Brass, 7474 Laurel Street, Detroit, Mich. Mr. P. Q. Nickel, 7575 Cypress Street, Detroit, Mich. Mr. R. S. Silver, 7676 Palm Street, Detroit, Mich. Mr. T. U. Gold, 7777 Peach Street, Detroit, Mich. Mr. V. W. Iron, 7878 Apple Street, Detroit, Mich. Mr. X. Y. Steel, 7979 Pear Street, Detroit, Mich. Mr. Z. A. Lead, 8080 Cherry Street, Detroit, Mich. Mr. B. C. Zinc, 8181 Plum Street, Detroit, Mich. Mr. D. E. Tin, 8282 Olive Street, Detroit, Mich. Mr. F. G. Copper, 8383 Birch Street, Detroit, Mich. Mr. H. I. Brass, 8484 Elm Street, Detroit, Mich. Mr. J. K. Nickel, 8585 Oak Street, Detroit, Mich. Mr. L. M. Silver, 8686 Pine Street, Detroit, Mich. Mr. N. O. Gold, 8787 Cedar Street, Detroit, Mich. Mr. P. Q. Iron, 8888 Spruce Street, Detroit, Mich. Mr. R. S. Steel, 8989 Fir Street, Detroit, Mich. Mr. T. U. Lead, 9090 Ash Street, Detroit, Mich. Mr. V. W. Zinc, 9191 Willow Street, Detroit, Mich. Mr. X. Y. Tin, 9292 Poplar Street, Detroit, Mich. Mr. Z. A. Copper, 9393 Hickory Street, Detroit, Mich. Mr. B. C. Brass, 9494 Walnut Street, Detroit, Mich. Mr. D. E. Nickel, 9595 Chestnut Street, Detroit, Mich. Mr. F. G. Silver, 9696 Sycamore Street, Detroit, Mich. Mr. H. I. Gold, 9797 Magnolia Street, Detroit, Mich. Mr. J. K. Iron, 9898 Dogwood Street, Detroit, Mich. Mr. L. M. Steel, 9999 Laurel Street, Detroit, Mich. Mr. N. O. Lead, 10000 Cypress Street, Detroit, Mich.</p> |
|--|--|

APPROVED AND FORWARDED:

SECRETARY

< 議案第145号 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 >

堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）新旧対照表 ※第1条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(手数料)</p> <p>第2条 1・2 (略)</p> <p>3 法第51条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等で行う場合又は6月を超えない期間の営業申請を行う場合における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の50パーセント（許可の更新を申請する場合にあっては、40パーセント）に相当する額とする。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前3項</u>の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>5 (略)</p> | <p>(手数料)</p> <p>第2条 1・2 (略)</p> <p>3 法第51条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等 <u>(次項において「組立式店舗等」という。)</u> で行う場合又は6月を超えない期間の営業申請を行う場合における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の50パーセント（許可の更新を申請する場合にあっては、40パーセント）に相当する額とする。</p> <p>4 <u>第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の80パーセント（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあっては、40パーセント）に相当する額とする。</u></p> <p>5 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前各項</u>の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 (略)</p> |

堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）新旧対照表 ※第2条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p><u>（手数料）</u></p> <p>第2条 法第52条の許可を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて営業を営む者が、当該営業に係る許可の更新を申請する場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に規定する額の80パーセントに相当する額とする。</p> <p>3 法第51条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等（次項において「組立式店舗等」という。）で行う場合又は6月を超えない期間の営業申請を行う場合における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の50パーセント（許可の更新を申請する場合にあっては、40パーセント）に相当する額とする。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の80パーセント（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあっては、40パーセント）に相当する額とする。</p> <p>5 市長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> | <p><u>（許可証の交付等）</u></p> <p>第2条 市長は、法第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、許可証を交付するものとする。</p> <p>2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の許可証をその営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、政令第35条第2号に規定する自動販売機による営業の場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の営業に係る許可業者は、自動販売機ごとに許可済の証を当該自動販売機の見やすい場所に貼付しなければならない。</p> |

6 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第3条 営業許可(営業許可の更新を含む。)を受けようとする者は、別表に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 法第54条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等(次項において「組立式店舗等」という。)で行う場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額の50パーセントに相当する額とする。

3 許可業者からその許可に係る営業を譲り受けた者が営業許可を受けようとする場合(当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。)における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表に定める更新申請手数料の額(組立式店舗等に係る営業の譲受けにあっては、同表に定める更新申請手数料の額の50パーセントに相当する額)とする。

4 食品衛生の営業に係る証明を受けようとする者は、1件につき500円の手数料を納付しなければならない。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

6 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(食品衛生検査施設の基準)

第3条 (略)

(委任)

第4条 (略)

別表 (第2条関係)

1 食品衛生営業許可申請手数料

- (1) 飲食店営業許可申請手数料 1件 16,000円
- (2) 喫茶店営業許可申請手数料 1件 9,600円
- (3) 菓子製造業許可申請手数料 1件 14,000円
- (4) あん類製造業許可申請手数料 1件 14,000円
- (5) アイスクリーム類製造業許可申請手数料 1件 14,000円
- (6) 乳処理業許可申請手数料 1件 21,000円
- (7) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 1件 21,000円
- (8) 乳製品製造業許可申請手数料 1件 21,000円
- (9) 集乳業許可申請手数料 1件 9,600円
- (10) 乳類販売業許可申請手数料 1件 9,600円
- (11) 食肉処理業許可申請手数料 1件 21,000円
- (12) 食肉販売業許可申請手数料 1件 9,600円
- (13) 食肉製品製造業許可申請手数料 1件 21,000円

(食品衛生検査施設の基準)

第4条 (略)

(委任)

第5条 (略)

別表 (第3条関係)

| 号 | 区分 | 単位 | 金額 |
|---|--|----|-----------------|
| 1 | 飲食店営業 | 1件 | 新規申請手数料 16,000円 |
| | | | 更新申請手数料 12,800円 |
| 2 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 1件 | 新規申請手数料 9,600円 |
| | | | 更新申請手数料 7,600円 |
| 3 | 食肉販売業 | 1件 | 新規申請手数料 9,600円 |
| | | | 更新申請手数料 7,600円 |
| 4 | 魚介類販売業 | 1件 | 新規申請手数料 9,600円 |
| | | | 更新申請手数料 7,600円 |
| 5 | 魚介類競り売り営業 | 1件 | 新規申請手数料 21,000円 |
| | | | 更新申請手数料 16,800円 |
| 6 | 集乳業 | 1件 | 新規申請手数料 9,600円 |
| | | | 更新申請手数料 7,600円 |
| 7 | 乳処理業 | 1件 | 新規申請手数料 21,000円 |
| | | | 更新申請手数料 16,800円 |

- (14) 魚介類販売業許可申請手数料 1件 9,600円
- (15) 魚介類鏡り売り営業許可申請手数料 1件 21,000円
- (16) 魚肉練り製品製造業許可申請手数料 1件 16,000円
- (17) 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料 1件 21,000円
- (18) 食品の放射線照射業許可申請手数料 1件 21,000円
- (19) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 1件 21,000円
- (20) 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料 1件 14,000円
- (21) 氷雪製造業許可申請手数料 1件 21,000円
- (22) 氷雪販売業許可申請手数料 1件 14,000円
- (23) 食用油脂製造業許可申請手数料 1件 21,000円
- (24) マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料 1件 21,000円
- (25) みそ製造業許可申請手数料 1件 16,000円
- (26) しょうゆ製造業許可申請手数料 1件 16,000円
- (27) ソース類製造業許可申請手数料 1件 16,000円
- (28) 酒類製造業許可申請手数料 1件 16,000円
- (29) 豆腐製造業許可申請手数料 1件 14,000円
- (30) 納豆製造業許可申請手数料 1件 14,000円

| | | | | |
|----|-------------|----|--------------------|--------------------|
| 8 | 特別牛乳搾取処理業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 9 | 食肉処理業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 10 | 食品の放射線照射業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 11 | 菓子製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 12 | アイスクリーム類製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 13 | 乳製品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 14 | 清涼飲料水製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 15 | 食肉製品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 16 | 水産製品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 16,000円 12,800円 |
| 17 | 氷雪製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 18 | 液卵製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 19 | 食用油脂製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 20 | みそ又はしょうゆ製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 16,000円 12,800円 |

(31) 麺類製造業許可申請手数料 1件 14,000円

(32) そうざい製造業許可申請手数料 1件 21,000円

(33) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 1件 21,000円

(34) 添加物製造業許可申請手数料 1件 21,000円

2 食品衛生営業許可証明手数料 1件 200円

| | | | | |
|-----|------------|----|--------------------|--------------------|
| 2 1 | 酒類製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 16,000円 12,800円 |
| 2 2 | 豆腐製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 2 3 | 納豆製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 2 4 | 麺類製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 2 5 | そうざい製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 2 6 | 複合型そうざい製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 2 7 | 冷凍食品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 2 8 | 複合型冷凍食品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 2 9 | 漬物製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 3 0 | 密封包装食品製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |
| 3 1 | 食品の小分け業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 14,000円 11,200円 |
| 3 2 | 添加物製造業 | 1件 | 新規申請手数料 更新申請手数料 | 21,000円 16,800円 |

<議案第146号 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例>

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）新旧対照表

| 現行 | | 改正後（案） | |
|-------------|------------|-------------|------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| (略) | | (略) | |
| 堺市立登美丘東こども園 | 堺市東区北野田 | 堺市立登美丘東こども園 | 堺市東区北野田 |
| 堺市立福泉中央こども園 | 堺市南区稲葉1丁 | 堺市立津久野こども園 | 堺市西区津久野町1丁 |
| 堺市立津久野こども園 | 堺市西区津久野町1丁 | (略) | |
| (略) | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|---|--|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| <p>(圖)</p> <table border="1"><tr><td>圖中A點之坐標 = 1000</td><td>圖中B點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中C點之坐標 = 1000</td><td>圖中D點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中E點之坐標 = 1000</td><td>圖中F點之坐標 = 1</td></tr></table> <p>(圖)</p> <table border="1"><tr><td>圖中A點之坐標 = 1000</td><td>圖中B點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中C點之坐標 = 1000</td><td>圖中D點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中E點之坐標 = 1000</td><td>圖中F點之坐標 = 1</td></tr></table> | | 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | <p>(圖)</p> <table border="1"><tr><td>圖中A點之坐標 = 1000</td><td>圖中B點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中C點之坐標 = 1000</td><td>圖中D點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中E點之坐標 = 1000</td><td>圖中F點之坐標 = 1</td></tr></table> <p>(圖)</p> <table border="1"><tr><td>圖中A點之坐標 = 1000</td><td>圖中B點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中C點之坐標 = 1000</td><td>圖中D點之坐標 = 1</td></tr><tr><td>圖中E點之坐標 = 1000</td><td>圖中F點之坐標 = 1</td></tr></table> | | 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 |
| 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中A點之坐標 = 1000 | 圖中B點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中C點之坐標 = 1000 | 圖中D點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中E點之坐標 = 1000 | 圖中F點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖中A點之坐標 = 1000 | | 圖中B點之坐標 = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

圖中A點之坐標 = 1000

圖中B點之坐標 = 1

<議案第147号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例>

堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | | | | 改正後（案） | | | |
|--------------------|-----------------------|------------------|--------|--------------------|-----------------------|------------------|--------|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| | 占用物件 | 単位 | 占用料 | | 占用物件 | 単位 | 占用料 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,600円 | 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,500円 |
| | 第2種電柱 | | 2,400円 | | 第2種電柱 | | 2,400円 |
| | 第3種電柱 | | 3,300円 | | 第3種電柱 | | 3,200円 |
| | 第1種電話柱 | | 1,400円 | | 第1種電話柱 | | 1,400円 |
| | 第2種電話柱 | | 2,200円 | | 第2種電話柱 | | 2,200円 |
| | 第3種電話柱 | | 3,100円 | | 第3種電話柱 | | 3,000円 |
| | その他柱類 | | 140円 | | その他柱類 | | 140円 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 14円 | | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 14円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 8円 | | 地下に設ける電線その他の線類 | | 8円 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 1,400円 | | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 1,400円 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 840円 | | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 830円 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 2,800円 | | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 2,800円 |

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------|---------|
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1, 200円 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 3, 400円 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2, 800円 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 59円 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 84円 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 130円 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 250円 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 340円 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 590円 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 840円 |

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------|---------|
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1, 200円 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 3, 700円 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2, 800円 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 58円 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 83円 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 120円 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 250円 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 330円 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 580円 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 830円 |

| | | | | | | | |
|------------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------------|---------------------|------------------|------------------|
| | 外径が1メートル以上のもの | | 1,700円 | | 外径が1メートル以上のもの | | 1,700円 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 840円 | | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 830円 |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 | 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | Aに0.005を乗じて得た額 | 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | Aに0.005を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 | | | 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | | 階数が3以上のもの | Aに0.01を乗じて得た額 | | | 階数が3以上のもの | Aに0.01を乗じて得た額 |
| | | 上空に設ける通路 | 1,700円 | | | 上空に設ける通路 | 1,800円 |
| | | 地下に設ける通路 | 1,000円 | | | 地下に設ける通路 | 1,100円 |
| | その他のもの | | 2,800円 | | その他のもの | | 2,800円 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 34円 | 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 37円 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 340円 | | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 370円 |
| 道路法施行令(昭) | 看板(アーチであるものを) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 道路法施行令(昭) | 看板(アーチであるものを) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 |
| | | | 340円 | | | | 370円 |

| | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|---------------------|------------------|----------------|
| 和27年 政令第4 79号。 | 除く。) | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 3,400円 |
| 以下「令 という。) 第7条第 1号に掲 げる物件 | 標識 | | 1本につき1年 | 2,200円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 34円 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 340円 |
| | 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 34円 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 340円 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 3,400円 |
| | | その他のもの | | 1,700円 |
| 令第7条第2号に掲げる発電設備 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | | Aに0.034を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 340円 |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 | | | | 280円 |

| | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|---------------------|------------------|----------------|
| 和27年 政令第4 79号。 | 除く。) | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 3,700円 |
| 以下「令 という。) 第7条第 1号に掲 げる物件 | 標識 | | 1本につき1年 | 2,200円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 37円 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 370円 |
| | 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 37円 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 370円 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 3,700円 |
| | | その他のもの | | 1,800円 |
| 令第7条第2号に掲げる発電設備 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 370円 |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 | | | | 280円 |

| び同条第7号に掲げる施設 | | | | び同条第7号に掲げる施設 | | | | |
|---------------------------|---|----------------------|--------------------|---|-------------------------------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 令第7条 第8号に 掲げる施 設 | トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地 下を除く。)に設けるもの | 占用面積1平方メ ートルにつき1年 | Aに0.013を 乗じて得た額 | トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地 下を除く。)に設けるもの | 占用面積1平方メ ートルにつき1年 | Aに0.011を 乗じて得た額 | | |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.024を 乗じて得た額 | 上空に設けるもの | | Aに0.023を 乗じて得た額 | | |
| | 地下(トンネ ルの上の地下 を除く。)に 設けるもの | | 階数が1のも の | Aに0.005を 乗じて得た額 | 地下(トンネ ルの上の地下 を除く。)に 設けるもの | | 階数が1のも の | Aに0.005を 乗じて得た額 |
| | | | 階数が2のも の | Aに0.008を 乗じて得た額 | | | 階数が2のも の | Aに0.008を 乗じて得た額 |
| | | | 階数が3以上 のもの | Aに0.01を乗 じて得た額 | | | 階数が3以上 のもの | Aに0.01を乗 じて得た額 |
| その他のもの | | Aに0.034を 乗じて得た額 | その他のもの | | Aに0.033を 乗じて得た額 | | | |
| 令第7条 | 建築物 | | Aに0.013を | 令第7条 | 建築物 | Aに0.011を | | |

| | |
|------------------------|---|
| 第9号に掲げる施設 | その他のもの |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 その他のもの |
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの |
| 令第7条第12号に掲げる器具 | |
| 令第7条第13号に掲げる | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。） |

| | |
|--------|----------------|
| 乗じて得た額 | Aに0.009を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.009を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.013を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.034を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.034を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.013を乗じて得た額 |

| | |
|------------------------|---|
| 第9号に掲げる施設 | その他のもの |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 その他のもの |
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの |
| 令第7条第12号に掲げる器具 | |
| 令第7条第13号に掲げる | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。） |

| | |
|--------|----------------|
| 乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 |

| | | | | | |
|----|------------|--------------------|----|------------|--------------------|
| 施設 | の路面下に設けるもの | | 施設 | の路面下に設けるもの | |
| | 上空に設けるもの | Aに0.024を 乗じて得た額 | | 上空に設けるもの | Aに0.023を 乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに0.034を 乗じて得た額 | | その他のもの | Aに0.033を 乗じて得た額 |

堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | | | | 改正後（案） | | | | | |
|-----------|---------------------------------|-----------------------------|---------|-----------|----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-------|------|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | | | |
| 種別 | 占用の目的 | 単位 | 占用料（年額） | 種別 | 占用の目的 | 単位 | 占用料（年額） | | |
| 第1種 | 工作物の設置を伴う土地の占用 | 1平方メートル | 590円 | 第1種 | 工作物の設置を伴う土地の占用 | 1平方メートル | 590円 | | |
| 第2種 | 工作物の設置を伴わない土地の占用 | 〃 | 120円 | 第2種 | 工作物の設置を伴わない土地の占用 | 〃 | 120円 | | |
| 第3種 | 電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の占用 | 1本 | 2,400円 | 第3種 | 電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の占用 | 1本 | 2,400円 | | |
| 第4種 | 上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用 | 外径10センチメートル未満のもの | 1メートル | 84円 | 第4種 | 上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用 | 外径10センチメートル未満のもの | 1メートル | 83円 |
| | | 外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの | 〃 | 130円 | | | 外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの | 〃 | 120円 |
| | | 外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの | 〃 | 170円 | | | 外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの | 〃 | 170円 |
| | | 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの | 〃 | 340円 | | | 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの | 〃 | 330円 |

| | | | | |
|-----|-------|------------------------------|-----------|-------------|
| | | 外径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの | 〃 | <u>840円</u> |
| | | 外径100センチメートル以上のもの | 〃 | 1,700円 |
| | | その他のもの | 1平方メートル | <u>840円</u> |
| 第5種 | 流水の占用 | | 毎秒1立方メートル | 664,400円 |

| | | | | |
|-----|-------|------------------------------|-----------|-------------|
| | | 外径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの | 〃 | <u>830円</u> |
| | | 外径100センチメートル以上のもの | 〃 | 1,700円 |
| | | その他のもの | 1平方メートル | <u>830円</u> |
| 第5種 | 流水の占用 | | 毎秒1立方メートル | 676,700円 |

堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）新旧対照表（第3条関係）

| 現行 | | | 改正後（案） | | |
|--------------------------|---------------------------------|--------|--------------------------|---------------------------------|--------|
| 別表（第6条関係） | | | 別表（第6条関係） | | |
| 区分 | 単位 | 使用料 | 区分 | 単位 | 使用料 |
| 電柱及び電話柱 | 1本につき1年 | 2,400円 | 電柱及び電話柱 | 1本につき1年 | 2,400円 |
| その他の柱類 | | 140円 | その他の柱類 | | 140円 |
| 共架電線その他の線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 14円 | 共架電線その他の線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 14円 |
| 変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 2,800円 | 変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 2,800円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1,200円 | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1,200円 |
| 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 | 外径が0.1メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 | 84円 | 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 | 外径が0.1メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 | 83円 |

| | | | | | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------|-------------|-------------------|---------------------------|------------------|-------------|
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | <u>130円</u> | | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | <u>120円</u> |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 | | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | | <u>340円</u> | | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | | <u>330円</u> |
| | 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの | | <u>840円</u> | | 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの | | <u>830円</u> |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 1,700円 | | 外径が1メートル以上のもの | | 1,700円 |
| | その他のもの | 使用面積1平方メートルにつき1年 | <u>840円</u> | | その他のもの | 使用面積1平方メートルにつき1年 | <u>830円</u> |
| 工事用板囲、足場その他の工事用施設 | | 使用面積1平方メートルにつき1月 | <u>340円</u> | 工事用板囲、足場その他の工事用施設 | | 使用面積1平方メートルにつき1月 | <u>370円</u> |

| | | | | | |
|-----------------------|----------------|--------|-----------------------|----------------|--------|
| 橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する工作物 | 使用面積1平方メートルにつき | 360円 | 橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する工作物 | 使用面積1平方メートルにつき | 360円 |
| その他のもの | 1年 | 2,800円 | その他のもの | 1年 | 2,800円 |

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表（第4条関係）

| 現行 | | | | | 改正後（案） | | | | |
|----------------------------------|------------------|--------------------------|----------------|------------------|----------------------------------|-----------------|--------------------------|--------------|-----------------|
| 別表第2（第12条、第31条関係） | | | | | 別表第2（第12条、第31条関係） | | | | |
| 種別 | | | 単位 | 金額 | 種別 | | | 単位 | 金額 |
| 占用法第7条 用第1項第 料1号に掲 げるもの | 電柱、電話柱 及び支線柱 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,600円 | 占用法第7条 用第1項第 料1号に掲 げるもの | 電柱、電話柱 及び支線柱 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,500円 |
| | | 第2種電柱 | | 2,400円 | | | 第2種電柱 | | 2,400円 |
| | | 第3種電柱 | | 3,300円 | | | 第3種電柱 | | 3,200円 |
| | | 第1種電話柱 | | 1,400円 | | | 第1種電話柱 | | 1,400円 |
| | | 第2種電話柱 | | 2,200円 | | | 第2種電話柱 | | 2,200円 |
| | | 第3種電話柱 | | 3,100円 | | | 第3種電話柱 | | 3,000円 |
| | | 共架電線その他上空に設ける線類 | | 長さ1メートルにつき1年 | | | 14円 | | 共架電線その他上空に設ける線類 |
| 変圧塔その他これらに類するもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 | 変圧塔その他これに類するもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,800円 | | | | |
| | | 1個につき1年 | | | 2,800円 | 1個につき1年 | 2,800円 | | |
| 法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの | 管路 | 外径0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 59円 | 法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの | 管路 | 外径0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 58円 |
| | | 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 84円 | | | 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 83円 |
| | | 外径0.1メートル以 | | 130円 | | | 外径0.1メートル以 | | 120円 |

| | | |
|--------------------------|----------------------|--------|
| 上0.15メートル未満のもの | | |
| 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 |
| 外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 250円 |
| 外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 340円 |
| 外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 590円 |
| 外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの | | 840円 |
| 外径1.0メートル以上のもの | | 1,700円 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき 1年 | 1,700円 |
| 法第7条第1項第3号に掲げるもの | 占用面積1平方 | 1,000円 |

| | | |
|--------------------------|----------------------|--------|
| 上0.15メートル未満のもの | | |
| 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 170円 |
| 外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 250円 |
| 外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 330円 |
| 外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 580円 |
| 外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの | | 830円 |
| 外径1.0メートル以上のもの | | 1,700円 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき 1年 | 1,700円 |
| 法第7条第1項第3号に掲げるもの | 占用面積1平方 | 1,100円 |

| | | メートルにつき 1年 | |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|--------|
| 法第7条 | 郵便差出箱及び信書差出箱 | 1個につき1年 | 1,200円 |
| 第1項第4号に掲げるもの | 公衆電話所 | | 2,800円 |
| 法第7条第2項に掲げるもの | | 占用面積1平方 | 2,300円 |
| 令第12条第1項第1号に掲げるもの | | メートルにつき | 1,000円 |
| 令第12条第1項第2号に掲げるもの | | 1年 | 1,600円 |
| 令第12条第2項第1号に掲げるもの | | 1本につき1年 | 2,200円 |
| 令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの | | 占用面積1平方 メートルにつき | 2,800円 |
| 令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの | | 1年 | 2,800円 |
| 令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの | | | 1,700円 |
| 令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの | | | 2,800円 |
| 令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの | | 占用面積1平方 メートルにつき | 540円 |
| その他の占用 | | 1月 | 130円 |
| 使 | 露天営業その他これに類する目的です | 使用面積1平方 | 100円 |

| | | メートルにつき 1年 | |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|--------|
| 法第7条 | 郵便差出箱及び信書差出箱 | 1個につき1年 | 1,200円 |
| 第1項第4号に掲げるもの | 公衆電話所 | | 2,800円 |
| 法第7条第2項に掲げるもの | | 占用面積1平方 | 2,400円 |
| 令第12条第1項第1号に掲げるもの | | メートルにつき | 1,100円 |
| 令第12条第1項第2号に掲げるもの | | 1年 | 1,600円 |
| 令第12条第2項第1号に掲げるもの | | 1本につき1年 | 2,200円 |
| 令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの | | 占用面積1平方 メートルにつき | 2,800円 |
| 令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの | | 1年 | 2,800円 |
| 令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの | | | 1,800円 |
| 令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの | | | 2,800円 |
| 令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの | | 占用面積1平方 メートルにつき | 600円 |
| その他の占用 | | 1月 | 130円 |
| 使 | 露天営業その他これに類する目的です | 使用面積1平方 | 100円 |

| 用 料 | る使用 | メートルにつき | | 用 料 | る使用 | メートルにつき | |
|-----|------------------------------|-----------------|--------|-----|------------------------------|-----------------|--------|
| | 広告宣伝又は放送の目的とする使用 | 1日 | 400円 | | 広告宣伝又は放送の目的とする使用 | 1日 | 400円 |
| | 業として撮影の目的とする使用 | 1回(2時間以内)につき | 7,740円 | | 業として撮影の目的とする使用 | 1回(2時間以内)につき | 7,700円 |
| | 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき | 23円 | | 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき | 23円 |
| | その他の使用 | き1日 | 23円 | | その他の使用 | き1日 | 23円 |

<議案第148号 堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第73号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（車線等）</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。）第2条で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> | <p>（車線等）</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。）第2条で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とする</p> |

(路肩)

第6条 (略)

2・3 (略)

(略)

(略)

4 第3種及び第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)のうち、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行空間を設ける場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は1.5メートルを標準とするものとする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第5項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用する

ものとする。

(路肩)

第6条 (略)

2・3 (略)

(略)

(略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用する

ものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況

ものとする。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。

その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける

同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは

第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該府道を当該市道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項から第5項まで、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに政令第3条第4項及び第5項、政令第4条並びに政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該府道の区分とみな

自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該府道を当該市道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項から第5項まで、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに政令第3条第4項及び第5項、政令第4条並びに政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を

す。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項から第4項まで、第16条から第23条まで、第24条第3項から第5項まで並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項から第4項まで、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項から第5項まで、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないこ

当該府道の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項から第4項まで、第16条から第23条まで、第24条第3項から第5項まで並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項から第4項まで、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項から第5項まで、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定によ

とができる。

る基準によらないことができる。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| SECRET | CONFIDENTIAL - SECURITY INFORMATION |
|--------|-------------------------------------|

<議案第149号 大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例>

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）新旧対照表 ※第1条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------|---|
| <p>附 則 1～3 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～3 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の分限に関する条例（昭和27年大阪狭山市条例第27号）の規定によりなされていた分限の処分及びその手続等については、この条例の相当規定によりなされた分限の処分及びその手続等とみなす。</u></p> |

堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年条例第13号）新旧対照表 ※第2条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------|--|
| <p>附 則 1～3 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～3 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年大阪狭山市条例第26号）の規定によりなされていた懲戒の処分及びその手續等については、この条例の相当規定によりなされた懲戒の処分及びその手續等とみなす。</u></p> |

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）新旧対照表 ※第3条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 消防職員 <u>933人</u></p> <p>第3条～第4条（略）</p> | <p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 消防職員 <u>1,008人</u></p> <p>第3条～第4条（略）</p> |

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表 ※第4条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>附 則 1～34 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～34 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p><u>35 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であつた者で、引き続き同日に本市の職員となつたもの（以下「旧大阪狭山市職員」という。）に係るこの条例に規定する職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらの適用を受ける期間（次項において「職務の級等」という。）については、市長が定めるところにより決定するものとする。</u></p> <p><u>36 前項の規定により決定された旧大阪狭山市職員の職務の級等が、令和3年4月1日現在において、他の職員との均衡を失っていると認められるときは、市長は、当該職務の級等について調整をすることができる。</u></p> <p><u>37 旧大阪狭山市職員に係る第12条の規定の適用については、旧大阪狭山市職員が令和3年4月1日前に大阪狭山市において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。</u></p> <p><u>38 旧大阪狭山市職員については、大阪狭山市における職員としての在職期間を本市の職員としての在職期間とみなして第6条、第23条及び第24条の規定を適用する。</u></p> <p><u>39 旧大阪狭山市職員について、令和3年4月1日前において一般職</u></p> |

(新設)

の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、一般職の職員の給与に関する条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

(新設)

40 附則第35項から前項までに定めるもののほか、旧大阪狭山市職員の給与の支給について必要な経過措置は、市長が定める。

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表 ※第5条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|-------------------------------------|--|
| <p>附 則 1～12 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～12 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>13 <u>令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものに対するこの条例の適用については、大阪狭山市における職員としての在職期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）第7条の規定により同市の職員としての在職期間とみなされていた期間を、本市の職員としての在職期間とみなす。</u></p> |

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表 ※第6条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>附 則 1～8 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～8 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>9 <u>令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもの（次項において「旧大阪狭山市職員」という。）について職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号。次項において「大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされていた同日以後の休暇に係る承認その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた休暇に係る承認その他の行為とみなす。</u></p> <p>10 <u>令和3年4月1日前に旧大阪狭山市職員が大阪狭山市条例第12条第1項の規定により付与された令和2年度の年次有給休暇の残日数を有していた場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、第9条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。</u></p> |

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表 ※第7条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------|---|
| <p>附 則 1～6 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～6 （略）</p> <p>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</p> <p>7 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の規定によりなされていた育児休業及び部分休業に係る承認等については、この条例の相当規定によりなされた育児休業及び部分休業に係る承認等とみなす。この場合において、同日前にその者が大阪狭山市の職員として勤務した期間は、本市において勤務した期間とみなして第7条の規定を適用する。</p> |

堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）新旧対照表 ※第8条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>附 則 第1条～第8条 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 第1条～第8条 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>第9条 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについては、<u>大阪狭山市の職員としての勤続期間を本市の職員としての勤続期間とみなして第2条の規定を適用する。</u></p> |

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）新旧対照表 ※第9条による改正

| 現行 | | | 改正後（案） | | |
|-----------|------------------|--------|-----------|--------------------|----------|
| 別表（第4条関係） | | | 別表（第4条関係） | | |
| 名称 | 位置 | 管轄区域 | 名称 | 位置 | 管轄区域 |
| 堺市堺消防署 | 堺市堺区市之町西1丁目1番27号 | 堺区の区域 | 堺市堺消防署 | 堺市堺区市之町西1丁目1番27号 | 堺区の区域 |
| 堺市中消防署 | 堺市中区深井沢町6番地6 | 中区の区域 | 堺市中消防署 | 堺市中区深井沢町6番地6 | 中区の区域 |
| 堺市東消防署 | 堺市東区日置荘原寺町138番地5 | 東区の区域 | 堺市東消防署 | 堺市東区日置荘原寺町138番地5 | 東区の区域 |
| 堺市西消防署 | 堺市西区鶴田町29番18号 | 西区の区域 | 堺市西消防署 | 堺市西区鶴田町29番18号 | 西区の区域 |
| 堺市南消防署 | 堺市南区原山台1丁目14番1号 | 南区の区域 | 堺市南消防署 | 堺市南区原山台1丁目14番1号 | 南区の区域 |
| 堺市北消防署 | 堺市北区新金岡町4丁目1番2号 | 北区の区域 | 堺市北消防署 | 堺市北区新金岡町4丁目1番2号 | 北区の区域 |
| 堺市美原消防署 | 堺市美原区黒山6番地1 | 美原区の区域 | 堺市美原消防署 | 堺市美原区黒山6番地1 | 美原区の区域 |
| 堺市高石消防署 | 高石市西取石1丁目27番23号 | 高石市の区域 | 堺市高石消防署 | 高石市西取石1丁目27番23号 | 高石市の区域 |
| | | | 堺市大阪狭山消防署 | 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1 | 大阪狭山市の区域 |

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）新旧対照表 ※第10条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>附 則 1～8 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～8 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>9 <u>令和3年4月1日前に旧大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号。以下「旧大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>10 <u>令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例及び旧大阪狭山市条例の一部を改正する条例の附則中経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている旧大阪狭山市条例の規定は、この条例の相当規定に読み替えるものとする。</u></p> <p>11 <u>令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例の規定に基づき現に設置されている熱風炉、液体燃料若しくは気体燃料を使用する炉、厨房設備、変電設備、気体燃料を使用する器具、少量危険物若しくは可燃性液体類等を貯蔵し、若しくは取り扱うタンク（以下「炉等」という。）又は大阪狭山市の区域内において現に設置の工事中である炉等のうち、この条例の規定に適合しないものに係る位置、構造</u></p> |

(新設)

等の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

1 2 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分については、第5章の規定は、適用しない。ただし、当該防火対象物又はその部分について、令和3年4月1日以後に法第17条の2の5第2項第2号の政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えを行う場合は、この限りでない。

(新設)

1 3 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、第73条の規定に適合しないものに係る客席の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

(新設)

1 4 令和3年4月1日前に、大阪狭山市の区域内において現に第90条に規定する核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱っている者であつて、引き続き同日以後に当該核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱うものは、同日以後速やかにその旨を消防署長に届け出なければならない。

(新設)

1 5 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において現に行われている第91条第1項又は第2項の工事については、同条第1項又は第2項の規定により届け出たものとみなす。

(新設)

1 6 令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

堺市消防賞じゅつ金条例（平成20年条例第31号）新旧対照表 ※第11条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------|--|
| <p>附 則 1～2 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～2 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日前に旧大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもののうち、同日前に発生した旧大阪狭山市消防賞じゅつ金支給条例（昭和49年大阪狭山市条例第10号）に基づく賞じゅつ金の支給の対象となる事故について同日前に同条例の規定による賞じゅつ金が授与されていないものについては、同条例の例により賞じゅつ金を授与するものとする。</u></p> |

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）新旧対照表 ※第12条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>附 則 1～2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>附 則 1～2 （略）</p> <p><u>（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日前に旧大阪狭山市消防手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第11号。次項において「旧大阪狭山市条例」という。）の規定により納付された手数料の還付については、この条例の相当規定により手数料が納付されたものとみなして、第4条の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例第5条の規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。</u></p> |

<議案第150号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

| 現行 | | 改正後（案） | |
|-------------|--|-------------|--|
| 別表（第1条関係） | | 別表（第1条関係） | |
| 基金の名称 | 設置の目的 | 基金の名称 | 設置の目的 |
| （略） | | （略） | |
| 堺市子ども教育ゆめ基金 | 子どもが、安全で健やかに育ち、未来に夢と希望を持つことができる教育及び子育ての環境整備を進めるための事業並びに科学教育を振興するための事業の資金に充てるため | 堺市子ども教育ゆめ基金 | 子どもが、安全で健やかに育ち、未来に夢と希望を持つことができる教育及び子育ての環境整備を進めるための事業並びに科学教育を振興するための事業の資金に充てるため |
| 山口奨学基金 | 元堺市長山口勝氏の指定寄附金を基礎として、奨学金の交付に要する資金に充てるため | 堺市奨学等基金 | 山口奨学基金、播野奨学基金、中堀奨学基金、我堂奨学基金、瀧口奨学基金等を基に、奨学金の交付その他の高等学校の生徒等に係る修学に資する事業に要する資金に充てるため |
| 播野奨学基金 | 播野健三氏の死去に伴う播野泰啓氏の指定寄附金5,000,000円及びその後の指定寄附金を基礎として、奨学金の交付に要する資金に充てるため | | |
| 堺市奨学基金 | 奨学金の交付に要する資金に充てるため | | |
| 堺市障害者奨学基金 | 経済的理由により修学が困難な障害者に対し奨学金の交付に要する資金に充てるため | | |
| 中堀奨学基金 | 中堀ふじゑ氏の遺志により、その相続財産から分与を受けた財産を基礎として、奨学金の交付に要する資金に充てるため | | |

| | |
|--------|---|
| 我堂奨学基金 | 我堂武夫氏の市長退任を期に拡充を図ることとした奨学金の交付に要する資金に充てるため |
| 濱口奨学基金 | 濱口通江氏の遺志により、遺贈を受けた財産を基礎として、奨学金の交付に要する資金に充てるため |

<議案第151号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例>

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号） 新旧対照表（第1条関係） 【令和3年4月1日施行】

| 現行 | | 改正後（案） | |
|--------------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 1 幼稚園 | | 1 幼稚園 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 堺市立 ^{だいいち} 第一幼稚園 | 堺市堺区少林寺町東4丁 | 堺市立 ^{みにくがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 |
| 堺市立 ^{みにくがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 | 堺市立 ^{はったしやう} 八田荘幼稚園 | 堺市中区八田寺町 |
| 堺市立 ^{はったしやう} 八田荘幼稚園 | 堺市中区八田寺町 | 堺市立 ^{ひがしとうき} 東陶器幼稚園 | 堺市中区陶器北 |
| 堺市立 ^{ひがしとうき} 東陶器幼稚園 | 堺市中区陶器北 | 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 |
| 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 | 堺市立 ^{とみおかひがし} 登美丘東幼稚園 | 堺市東区丈六 |
| 堺市立 ^{とみおかひがし} 登美丘東幼稚園 | 堺市東区丈六 | 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 |
| 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 | 堺市立 ^{きたやしち} 北八下幼稚園 | 堺市北区南花田町 |
| 堺市立 ^{きたやしち} 北八下幼稚園 | 堺市北区南花田町 | 堺市立 ^{だいいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 |
| 堺市立 ^{だいいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 | 2～5（略） | |
| 2～5（略） | | | |

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号） 新旧対照表（第2条関係） 【令和5年4月1日施行】

| 現行 | 改正後（案） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|----|------------------------------|--------------|------------------------------|----------|------------------------------|---------|---------------------------|-----------|--------------------------------|--------|---------------------------|------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|---------|---|----|----|------------------------------|--------------|---------------------------|-----------|---------------------------|------------|-----------------------------|---------|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 幼稚園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市立^{みくにがおか}三国丘幼稚園</td> <td>堺市堺区北三国ヶ丘町4丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{はつたしょう}八田荘幼稚園</td> <td>堺市中区八田寺町</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{ひがしとうき}東陶器幼稚園</td> <td>堺市中区陶器北</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{しらさぎ}白鷺幼稚園</td> <td>堺市東区白鷺町2丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{とみおかひがし}登美丘東幼稚園</td> <td>堺市東区丈六</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{つくの}津久野幼稚園</td> <td>堺市西区津久野町3丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{きたやしも}北八下幼稚園</td> <td>堺市北区南花田町</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{だいち}みはら大地幼稚園</td> <td>堺市美原区菅生</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> | 名称 | 位置 | 堺市立 ^{みくにがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 | 堺市立 ^{はつたしょう} 八田荘幼稚園 | 堺市中区八田寺町 | 堺市立 ^{ひがしとうき} 東陶器幼稚園 | 堺市中区陶器北 | 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 | 堺市立 ^{とみおかひがし} 登美丘東幼稚園 | 堺市東区丈六 | 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 | 堺市立 ^{きたやしも} 北八下幼稚園 | 堺市北区南花田町 | 堺市立 ^{だいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 | <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 幼稚園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市立^{みくにがおか}三国丘幼稚園</td> <td>堺市堺区北三国ヶ丘町4丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{しらさぎ}白鷺幼稚園</td> <td>堺市東区白鷺町2丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{つくの}津久野幼稚園</td> <td>堺市西区津久野町3丁</td> </tr> <tr> <td>堺市立^{だいち}みはら大地幼稚園</td> <td>堺市美原区菅生</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> | 名称 | 位置 | 堺市立 ^{みくにがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 | 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 | 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 | 堺市立 ^{だいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{みくにがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{はつたしょう} 八田荘幼稚園 | 堺市中区八田寺町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{ひがしとうき} 東陶器幼稚園 | 堺市中区陶器北 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{とみおかひがし} 登美丘東幼稚園 | 堺市東区丈六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{きたやしも} 北八下幼稚園 | 堺市北区南花田町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{だいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{みくにがおか} 三国丘幼稚園 | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{しらさぎ} 白鷺幼稚園 | 堺市東区白鷺町2丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{つくの} 津久野幼稚園 | 堺市西区津久野町3丁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市立 ^{だいち} みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和2年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和2年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-20-0117

